

第5次千葉市生涯学習推進計画

※平成28年3月に策定した計画に、平成30年度に見直した内容を上書きしています。

千葉市／千葉市教育委員会

平成31年3月

<目 次>

1 序章	3
1 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画について	5
2 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画の計画期間	8
3 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画の推進にあたって	8
2 総論	9
1 計画の策定にあたって	11
2 計画の基本的な考え方	13
3 現状と課題	15
4 中間見直し	25
3 各論	29
1 学習活動のきっかけの提供	30
2 多様な学習機会の確保	36
3 学びを生かしたコミュニティづくり	44
4 参考資料	51
1 生涯学習施設	52
2 千葉市生涯学習審議会設置条例	54
3 千葉市生涯学習審議会委員	55
4 用語解説	56

序 章

目 次

1 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画について 5

2 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画の計画期間 8

3 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画の推進にあたって 8

千葉市の教育行政について

本市の教育施策は、「人間尊重の教育」を基調としており、学校教育については、平成21年（2009年）に学校教育推進計画を策定し、目指すべき子どもの姿である「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」の実現を図るため、教育目標「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を定め、様々な施策に取り組んできました。同様に、生涯学習については、平成5年（1993年）に「生涯学習推進基本構想」を策定し、平成7年（1995年）から4次にわたり生涯学習推進計画を策定し、生涯学習社会の実現を図るため、様々な施策に取り組んできました。

一方、平成23年（2011年）6月に中長期的な市政運営の基本指針となる「千葉市新基本計画」が策定されるとともに、平成25年（2013年）6月には国において「第2期教育振興基本計画」が策定され、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」及び「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」からなる4つの基本的方向性が示されました。

本市の教育行政の指針となる2つの次期計画を策定するにあたっては、国の計画を踏まえつつ、本市の新基本計画との整合性を考慮しながら、本市の現状に即した教育行政に取り組んでいく必要があります。

1 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画について

法的な位置付け

「第2次学校教育推進計画」及び「第5次生涯学習推進計画」は、教育基本法第17条第2項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、策定するものです。

本市の計画行政における位置付け

本市の計画行政における個別部門計画として位置付け、本市の総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）と連携・整合を図ることとし、本計画に位置付ける個別事業の推進にあたっては、実施計画への位置付けや毎年度の予算編成において、実施時期及び事業量を定めます。

参考

本市の計画行政

総合計画

まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを具体化するための基本計画・実施計画



- 市政運営の指針として、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を示しています。
[基本理念] 人間尊重・市民生活優先
[基本目標] 人とまち いきいきと幸せに輝く都市
- 基本構想で定める基本目標等を実現するため、「まちづくりの方向性」や「実現すべきまちの個性」などを示す基本方針、今後の施策展開の方向性などを示すもので、市基本計画と区基本計画で構成しています。
- 新基本計画に示すまちづくりの方向に進んでいくため、どのような事業に計画的に取り組んでいかなど、新たに開始する事業や、今までより拡充する事業を中心に具体的に示すものです。

連携

個別部門計画

市政の特定課題等に対応するため各部局が策定する方針・計画

第2次学校教育推進計画
第5次生涯学習推進計画
こどもプラン

平成 28 (2016) 年度～平成 33 (2021) 年度
平成 28 (2016) 年度～平成 33 (2021) 年度
平成 27 (2015) 年度～平成 31 (2019) 年度

他

千葉市新基本計画(H24～33)の施策体系

- 1 豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ
- 2 支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ

- 3 豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ
 - 3-1 未来を担う人材を育成する
 - 3-2 生涯を通じた学びとスポーツ活動を支える

- 3-3 文化を守り、はぐくむ
- 3-4 多彩な交流・連携により新たな価値を創る
- 3-5 市民の力をまちづくりの力へ
- 4 ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実した安全で快適なまちへ
- 5 ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ

3-1 未来を担う人材を育成する

- 3-1-1 学校教育の振興
- 3-1-2 地域の教育力の向上
(3-1-3 こどもの参画の推進)

3-2 生涯を通じた学び(とスポーツ活動)を支える

- 3-2-1 生涯学習の推進
(3-2-2 スポーツ・レクリエーション活動の推進)

本市の教育行政における役割について

学校教育、社会教育*、家庭教育*という3つの教育分野のうち、本市では「第2次学校教育推進計画」は主に学校教育を、「第5次生涯学習推進計画」は主に社会教育を担う計画とします。

また、「こどもプラン」は、子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進する計画であり、教育の分野においては、主に家庭教育への支援を担っています。

これらの計画は、相互に補完しあい、連携して教育行政を推進していきます。

【学校教育、社会教育、家庭教育：教育基本法参照（P58掲載）】

「千葉市の教育に関する大綱」について

平成27年（2015年）4月1日に「地方行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革が行われました。

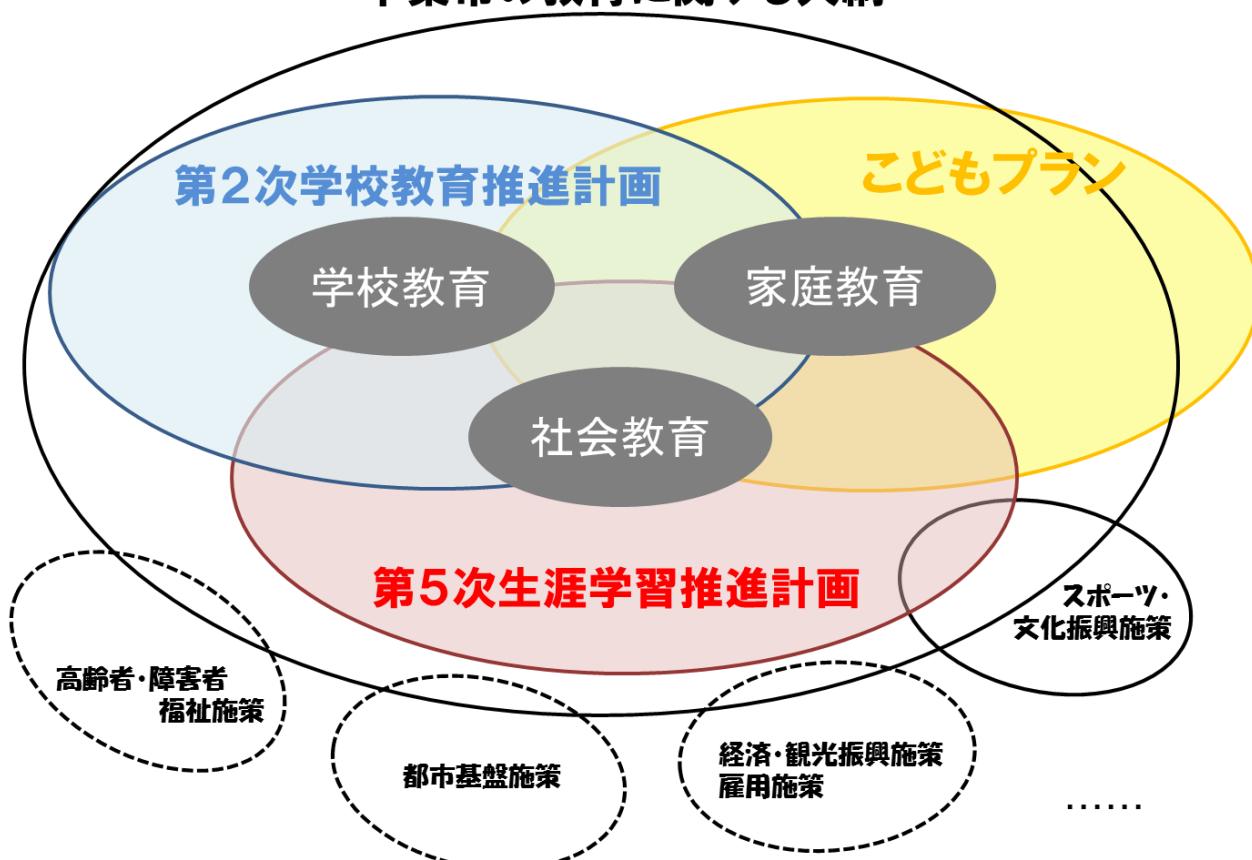
その中で、地方公共団体の長は、総合教育会議の設置とともに、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとなりました。

本市の「第2次学校教育推進計画」及び「第5次生涯学習推進計画」は、「こどもプラン」などの計画とともに、「千葉市の教育に関する大綱」と調和した計画となっています。

参考

概念図

千葉市の教育に関する大綱



2 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画の計画期間

両計画が中・長期的な視点に立った施策を明示するものであること、また、国の「教育振興基本計画」(平成25年度〔2013年度〕～29年度〔2017年度〕)の計画期間が5年間であることを踏まえつつ、「千葉市新基本計画」(平成24年度〔2012年度〕～33年度〔2021年度〕)との整合を図るため、最終年度と同じ平成33年度(2021年度)とする6年間とします。

計画	年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)
(国) 教育振興基本計画								
		第2期計画(H25～H29)						
新基本計画								
		新基本計画(H24～H33)						
学校教育推進計画	第1次							
		第2次計画(H28～H33)						
生涯学習推進計画	第4次							
		第5次計画(H28～H33)						

3 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画の推進にあたって

P D C Aサイクルに基づく計画の進行管理

計画(Plan)に基づく、実施(Do)と確認・評価(Check)、さらには改善行動(Act)へと続くマネジメントを、適切に行います。

両計画の評価にあたっては、成果指標の達成状況により評価することとし、計画策定時の「平成27年度末現状」に対し、「平成30年度末中間目標」及び「平成33年度末最終目標」を明示します。その上で、各年度の決算時に計画の進行管理を行い、公表するとともに、計画期間の中間年度及び終了後に、3年間・6年間の確認・評価を行います。

中間年度におけるアクションプランの見直し

両計画の期間が6年間であることから、変化への対応と実行力のある計画とするため、アクションプランについては、中間年度(平成31年度)での見直しを行うこととします。計画策定より3年間の評価と検証を踏まえ、アクションプランを再構築します。

総 論

目 次

1	計画の策定にあたって	11
2	計画の基本的な考え方	13
3	現状と課題	15
4	中間見直し	25

1 第5次生涯学習推進計画の策定にあたって

1 策定の基本方針

第5次生涯学習推進計画の策定にあたっては、第4次生涯学習推進計画の取組みの成果と課題を検証し、本市を取り巻く状況の変化に的確に対応した計画を策定します。

また、民間（家庭、地域、企業等）と行政さらには行政のうち国・県・市の役割分担をそれぞれ明確にしつつ、相互に連携・協働しながら学びを生かした活力あるコミュニティの形成に資する計画とします。

そのほか、国の第2期教育振興基本計画（平成26（2014）年6月策定）、本市の新基本計画（計画期間：平成24（2013）年度～平成33（2021）年度）及び第2次実施計画の示す方向性を考慮しながら、本市の現状に即した施策を盛り込んだ計画を策定します。

2 計画策定の背景

生涯学習に対する多様な市民需要

市民が求める生涯学習に対する需要は、「文化・芸能を鑑賞できる事業の充実」「大学などの連携による高度で専門的な学習機会の提供」「地域の活動に生かせる講座の充実」など多岐にわたっており、今後も生涯学習に関する幅広い各種施策・事業が求められています。

多様な人が集い連携・協働して学習する仕組みづくりの必要性

東日本大震災の被災地においては、学校と地域住民が連携した取組みを進めている地域において避難所運営が円滑に進められるなど、日頃より存在するコミュニティにおけるつながりや支え合いの重要性が際立ったところです。学びを通じたコミュニティの形成をより積極的に進めていくため、人材の育成や学習支援施設を核として幅広い層の地域の関係者が参加・協働できる仕組みづくりが求められています。

変化の激しい社会を生き抜く力の必要性

我が国を取り巻く環境は、少子超高齢化やグローバル化*の進展、価値観・ライフスタイルの多様化に伴う地域社会のつながりの希薄化など、大きく変化しています。

本市においてもこれは同様で、さらに、この状況は、東日本大震災のち一層の顕在化、加速化を見せており、対応が急務となっております。

こうした中、「社会を生き抜くための力」を生涯を通じて身に付けられるようにするため、生涯学習の振興が求められています。

3 計画目標

市民の「学びはじめ」から「学習活動」を経て「学習成果の活用による地域づくり」が実現できる環境づくりを進めます。

計画目標

市民が自ら学んだ成果を生かし、活力あるコミュニティを形成できる環境づくりを進める ~ 学びを通して地域がつながるまち 千葉市 ~

4 計画策定の3つの視点

「策定の基本方針」と「計画策定の背景」に基づき、次の3つの視点から計画を策定することとしました。

生涯学習の普及啓発

現在、グローバル化*の進展などにより、社会の変化が激しく多様化が一層進行している状況を踏まえると、市民一人ひとりが生涯にわたり自身に必要な知識や能力を認識し、身に付け、他者との関わり合いや実生活の中で応用し、実践できるような主体的・能動的な力が求められております。

このような「社会を生き抜く力の養成」には、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において、学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」すなわち生涯学習社会を構築することが必要です。

しかしながら、価値観・ライフスタイルの多様化などもあり、この意義についてまだ十分な理解が得られているとは言えないのが現状であるため、さまざまな機会を活用し、生涯学習の重要性・必要性について情報発信を行い、生涯学習の普及啓発を図ります。

学習機会の提供等を通じた学習活動の支援

市民一人ひとりが自ら社会を生き抜く力や、地域の課題を解決する力を身に付けるために、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した学習が必要です。

そのため、市民の学習需要を積極的に把握し、ライフステージ*に応じた幅広い学習機会を提供していきます。なお、実施にあたっては、障害者差別解消法等関係法令を考慮し、誰もが学習できる環境の確保に努めます。

また、国・県・民間の提供する学習機会についても積極的に情報発信し、市民の学習活動を支援していきます。

学習活動の成果の活用による地域づくり

地域コミュニティを構成するあらゆる立場・世代の市民が協働してその地域の課題を解決していくために、おののが学習により修得した知識・技能が広く生かされる仕組みを構築し、「社会が人を育み、人が社会をつくる」好循環の創出を目指します。

そのため、地域で活動するリーダーやボランティアなどの人材育成を進めるとともに、市民の学習成果の地域への還元を支援します。

さらに、公民館など地域の学習施設をコミュニティの拠点として位置づけ、市民や団体など多様な主体が集い、学習活動などを通じてネットワークを構築し、絆をつくりあげていくことを推進します。

2 第5次生涯学習推進計画の基本的な考え方

1 計画の対象範囲と性格

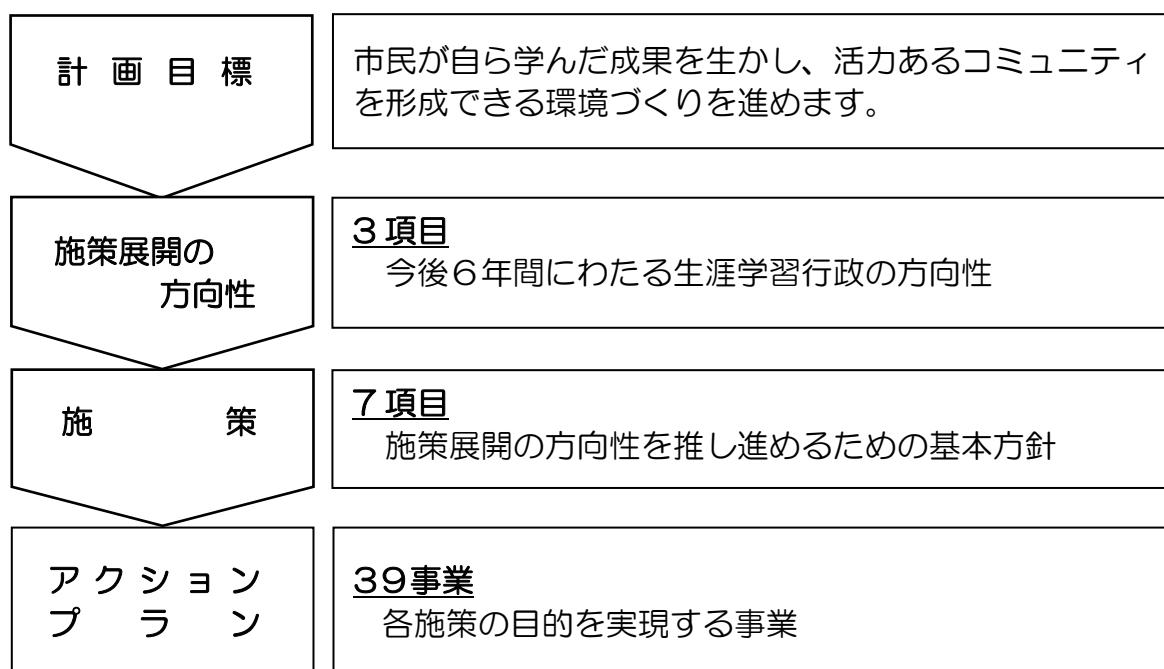
教育委員会が所掌する事業等を中心に、地域社会で実施される教育（社会教育*）に関する施策と、それに関連する重要施策を対象範囲とします。

なお、文化・芸術やスポーツの振興等、個別に部門計画が策定されている分野については、その方針・施策に十分配慮の上、連携を図ります。

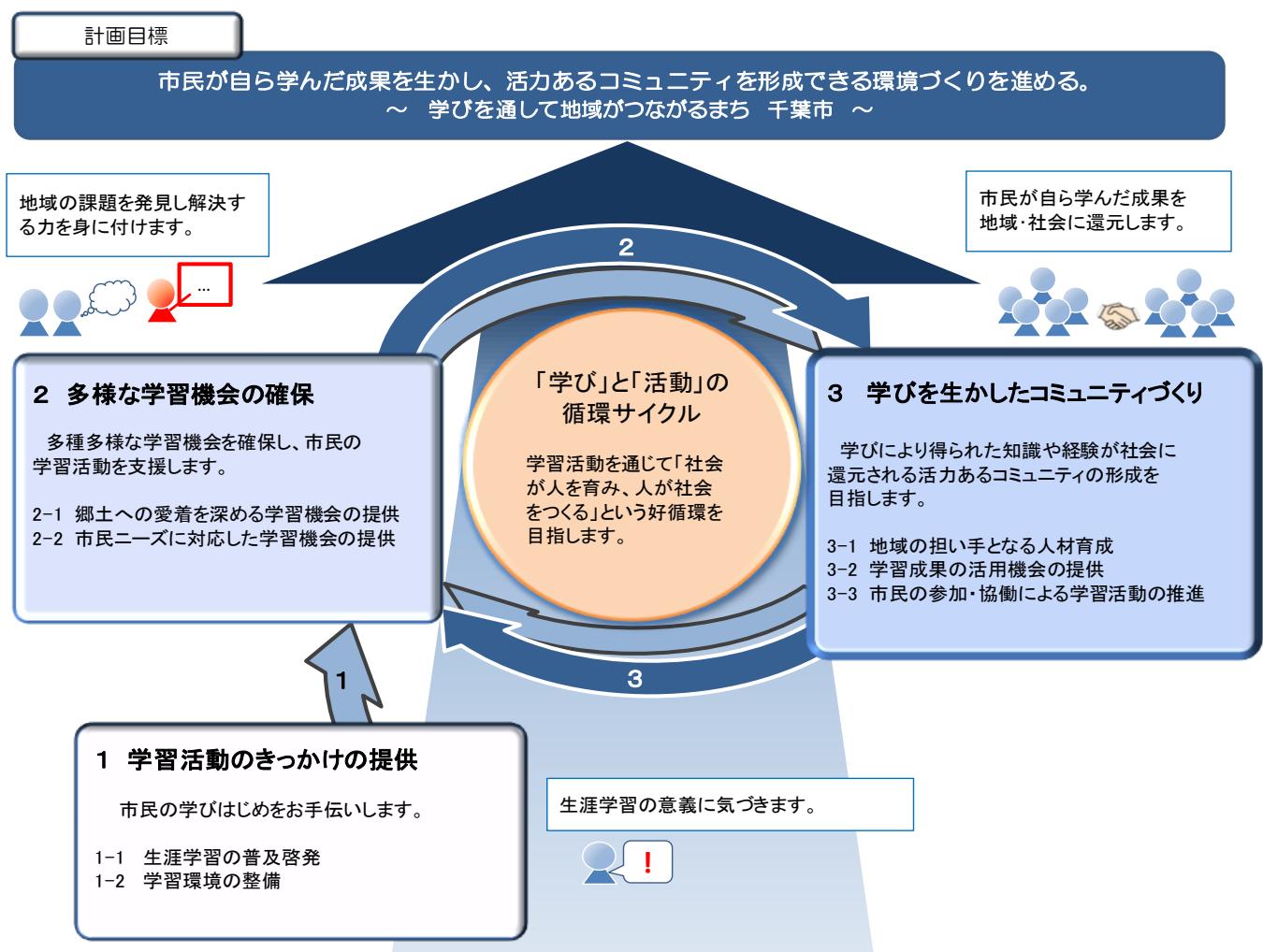
また、計画の性格については、今後概ね10年先の社会を見据えた、生涯学習の目指すべき目標・施策の方向性を定めた指針とする基本計画部分と、それを実現するための具体的な事業をアクションプランとする二つの要素を持った計画とします。

2 計画の体系

計画目標を着実に実現するため、施策を体系的に位置付けます。



3 第5次生涯学習推進計画 [概念図]



千葉市の生涯学習を支える連携・協働イメージ

千葉市の生涯学習を推進し、支えるためには、行政のみならず、様々な主体が相互に連携・協働していく仕組み（ネットワーク型行政）を構築する必要があります。

3 現状と課題

第4次計画を基に、計画の取組みの成果について、市を取り巻く生涯学習環境の現状と課題及び各種調査結果をもとに本市の生涯学習における現状と課題を整理しました。

方向性1 学習成果が「生きる」地域づくりを進める

基本施策1 地域での学習活動を支援する

現 状

市内各地域では、多くの団体・個人が、個人の生きがいづくり・仲間づくりのほか、地域の問題解決やボランティア活動など様々な目的で学習活動を行っています。

これらの学習活動が活発に行われることが、個人・団体が修得した知識や経験が地域に生かされ、地域社会の教育力の向上につながる生涯学習社会の構築のためには不可欠であり、公民館をはじめとする学習支援施設は、これらの学習活動の拠点として大きな役割を果たしてきました。

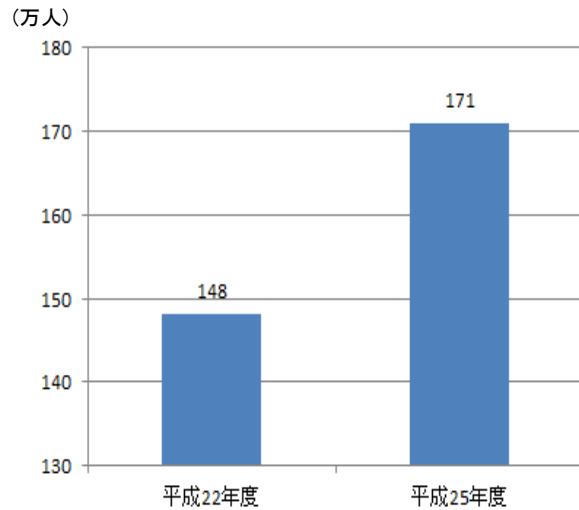
また、地域の人材が自主的に参加できる各種事業を展開し、地域の学習活動の中核を担う人材の育成に努めてきました。

課 題

学習活動が長期化すると、団体会員の固定化・高齢化が見られ、それに伴い、会員の減少や内容の硬直化などにより活動が停滞し、活力を失っていくことが懸念されます。

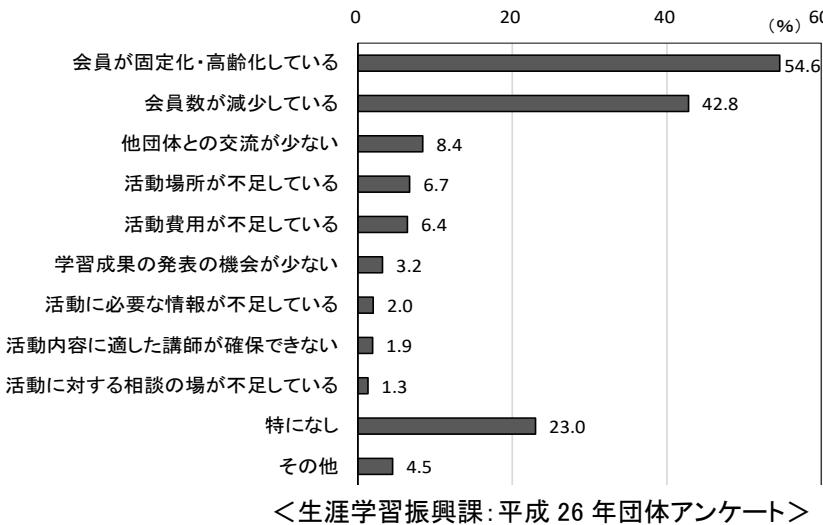
そのため、学習成果がより地域づくりに反映されるための仕組みづくりや、新しく学習活動を行う個人・団体の参加の促進及び育成を継続的に行うことが必要です。

図表1 学習成果を生かして地域での活動に携わる市民の数



<生涯学習振興課：第4次生涯学習振興計画実績調査>

図表2 団体の抱える問題点



基本施策2 参加と協働により学習支援施設での事業を進める

現 状

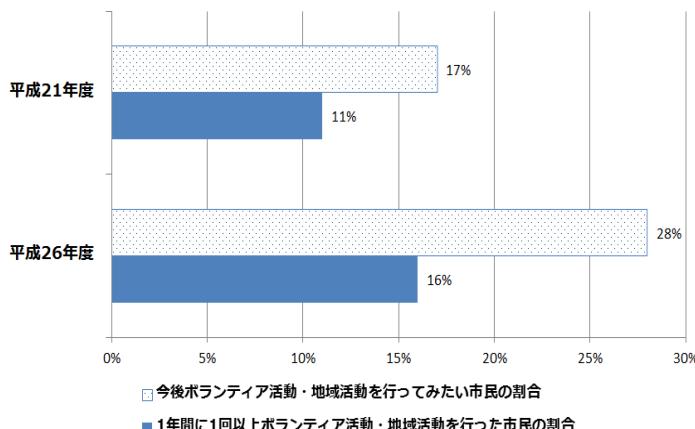
個人・団体が修得した知識や経験が生かされる場として、また、市民視点の施設運営を実施するため、市の学習支援施設等では、公民館運営審議会*・公民館運営懇談会*等の機関で市民意見を聴取したり、施設ボランティアで市民の協力を得たりするなど、参加と協働により運営を行っています。

近年、市民のボランティア活動に対する関心の高まりに伴い学習支援施設のボランティアの活動も年々活発になっており、現在は、施設の運営に欠かすことのできないものになっています。

課 題

今後は、地域の課題や学習ニーズなどを施設運営により効果的に反映できるような仕組みづくりや、市民に対する参加・協働の機会や必要に応じた専門的な学習機会の提供の拡充が求められます。

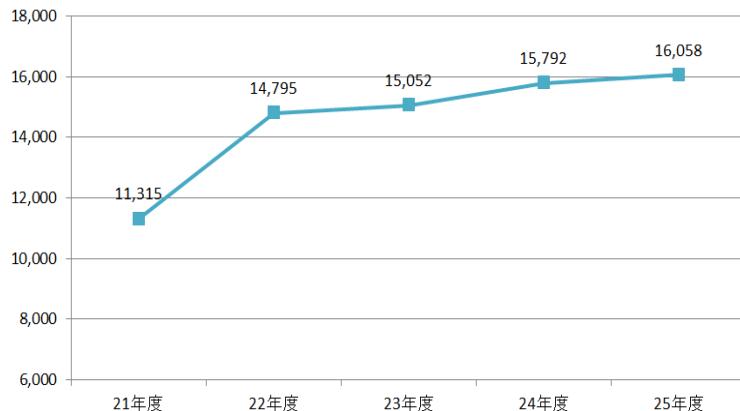
図表3 市民のボランティア活動状況・活動意向



<平成21年度調査:生涯学習振興課(平成22年生涯学習基礎調査)>

<平成26年度調査:生涯学習振興課(平成26年インターネットモニターアンケート)>

図表4
主な学習支援施設※におけるボランティアの年間延活動回数



<生涯学習振興課：生涯学習施設の施設ボランティア>

基本施策3 学習成果を発表する機会をつくる

現 状

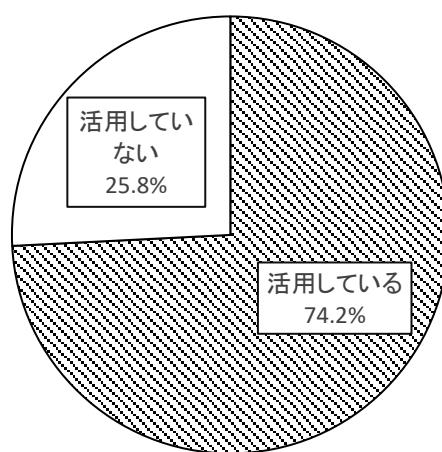
学習活動によって修得した知識や経験を発表することは、学習成果を地域に生かし、学習者の交流、学習意欲の向上や新たな課題の発見などの効果があります。

そこで、市では、学習支援施設や地域で活動する団体に対し、学習成果を発表する機会を提供し、様々な方法で学習成果の活用を行っており、一定の成果を上げております。

課 題

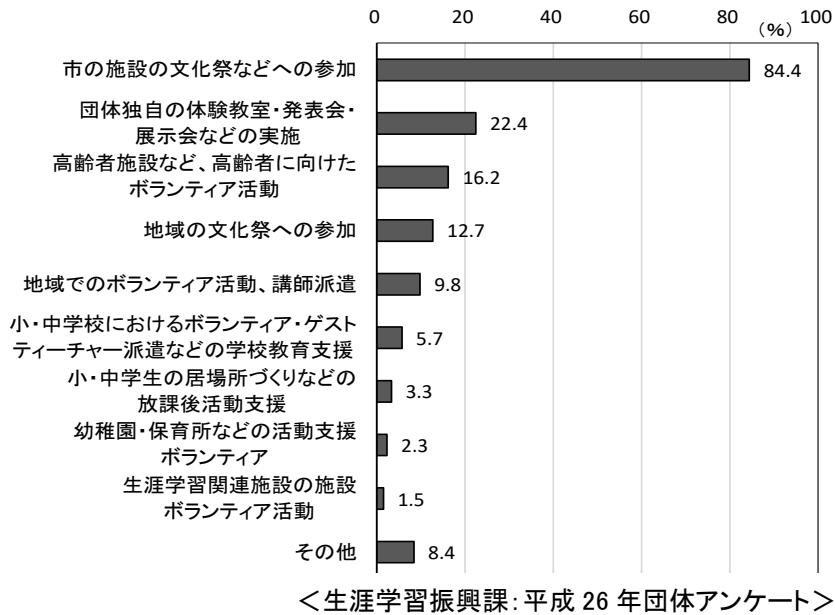
現在、学習成果の活用方法は、市の施設や地域の「文化祭の参加」が大多数を占めており、今後は、団体が独自に地域と連携して成果発表を行ったり、社会貢献・ボランティア活動の側面の強い活動を行ったりするなど、より自発的・積極的に地域に対して開かれた環境や仕組みづくりが必要です。

図表5 学習成果を活用している団体の割合



<生涯学習振興課：平成26年団体アンケート>

図表6 団体の学習成果の活用の方法



方向性2 市民生活や地域社会の課題を「学ぶ」機会を提供する

基本施策4 地域づくりにかかわる学習機会を提供する

現 状

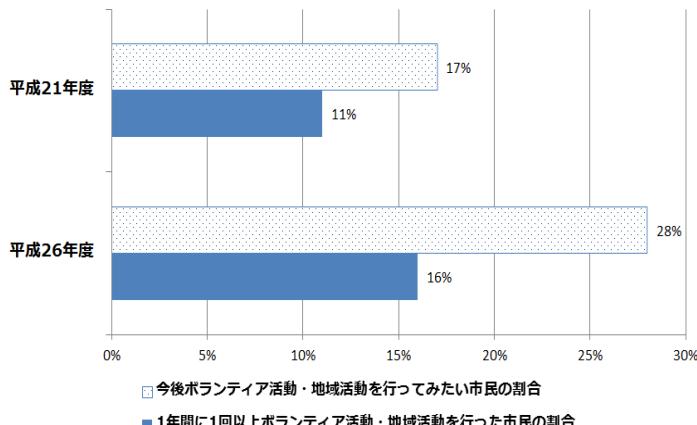
学習活動を通じた活力あるコミュニティを形成するには、市民一人ひとりが日常生活や地域社会のさまざまな課題を知り、他者と連携・協働しながら主体的に取り組むことが重要です。

近年、市民のボランティア活動に対する関心は高まっており、活動状況・活動意向とも上昇傾向にあり、市としても、ボランティア養成講座等、多様な課題に取り組むことのできる知識や技術を習得するための学習機会を提供し、地域の学習活動の担い手となる市民の育成を支援しています。

課 題

活動意向の増加に反して、地域づくりに関わる講座の受講実績は増加傾向にはなっておらず、活動希望者がスムーズに地域の学習活動に参加できるようにするための仕組みづくりが必要です。

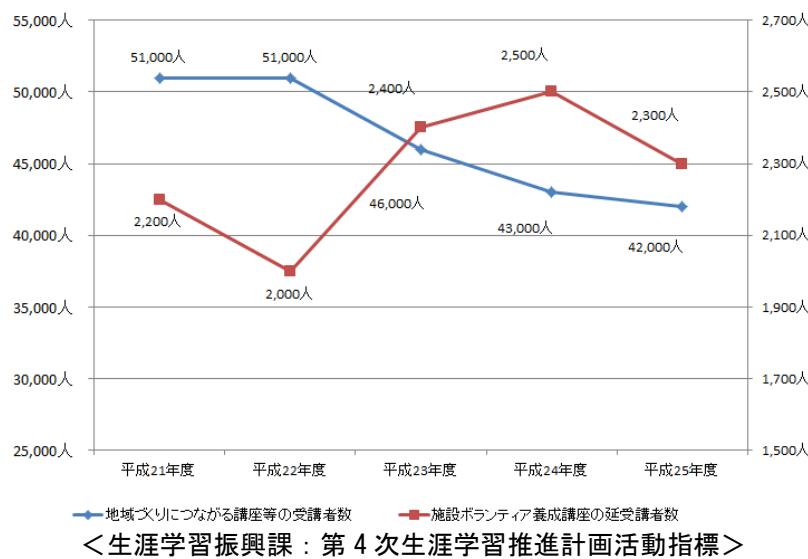
図表7 市民のボランティア活動状況・活動意向（再掲）



＜生涯学習振興課：平成22年生涯学習基礎調査＞

＜生涯学習振興課：平成26年インターネットモニターアンケート＞

図表8 地域づくりに関わる学習機会の受講者数の推移



基本施策5 子どもを守りはぐくむ学習機会を提供する

現状

わが国において急激に進行している少子化は、本市においても同様の傾向であり、これに伴い社会の活力低下、将来の地域経済の担い手の不足など、深刻な影響が懸念されています。この対策として、子育て世代の市民が安心して子どもを産み、育てたいと感じができる環境づくりを進めることが必要です。

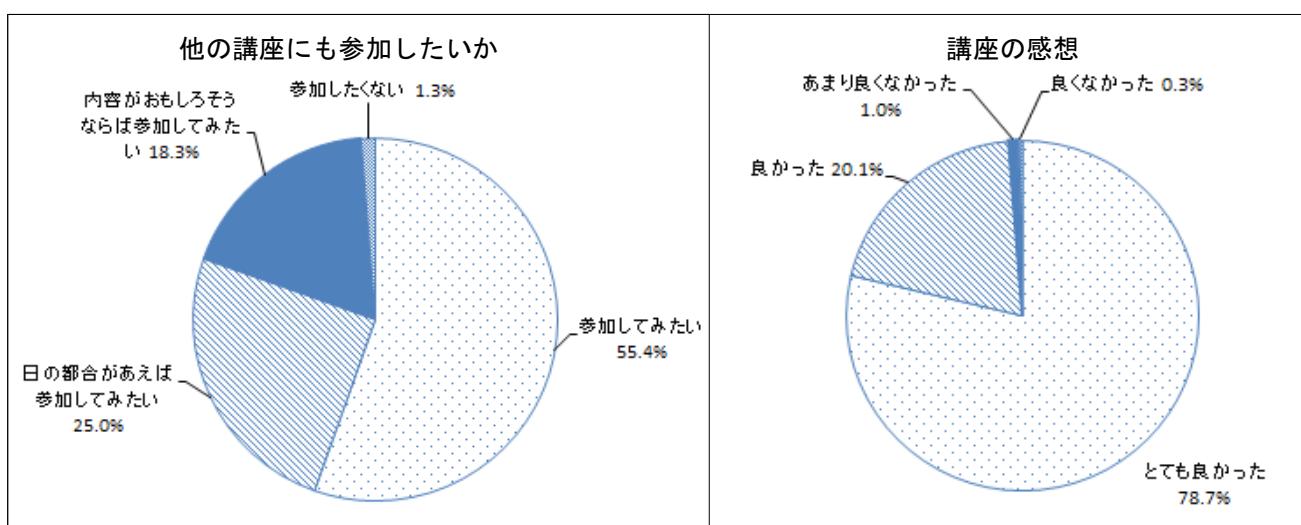
本市の生涯学習分野においては、子どもの健やかな成長のため、また、子育てに関する不安感の解消のため、家庭教育*を支援したり、子どもたちが知的興味、関心を育み、社会参画が促されるよう、学校教育外で様々な体験活動を実施したりするほか、地域における子どもの居場所づくりに取り組んでおり、講座に参加した子どもからは、「よかったです」「また参加してみたい」との感想が多く寄せられるなどの成果を上げています。

課題

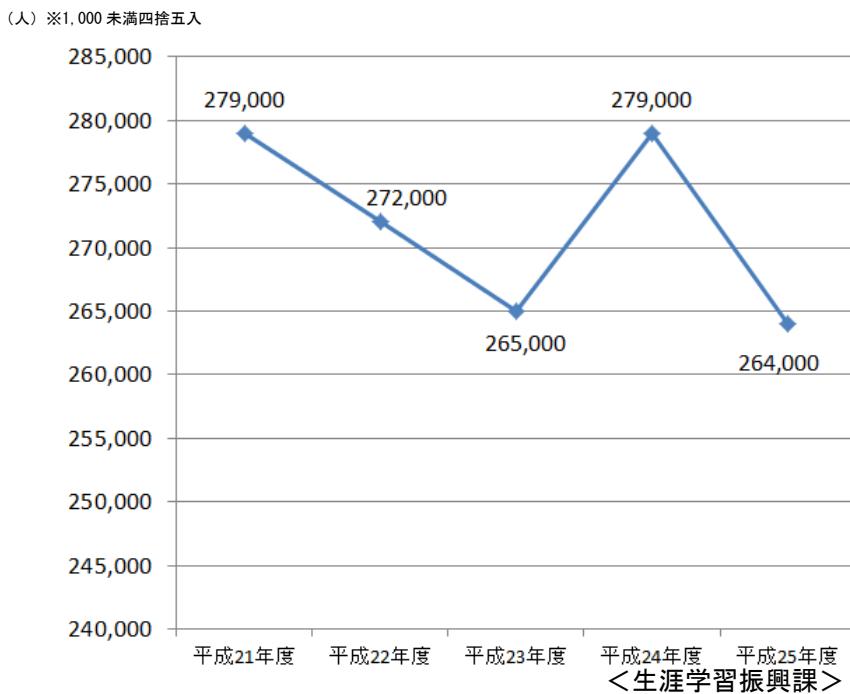
一部事業において、活動の長期化により担い手となる地域人材が減少したり、講座の参加者が減少したりするなどの課題があります。

これらの現状から、市として一体的に子どもを守りはぐくむ環境づくりを進めるため、効率的・効果的に事業を実施していく必要があります。

図表9 生涯学習施設における夏休み子ども向け講座の満足度



図表 10 学校教育外での子どもの学習機会提供による年間延学習者数



基本施策6 今日的課題についての学習機会を提供する

現 状

学習活動を通じた活力あるコミュニティを形成するには、市民一人ひとりの主体的な学習により、日常生活や地域社会のさまざまな課題を知ることが重要です。

そこで、市では、「ＩＣＴ」「健康」「安全・安心」「環境」「職業」などをテーマとした現代的・社会的な課題に対応した講座・講演会など、さまざまな学習機会を提供し、社会の中で自立して、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けた人材の育成に努めています。

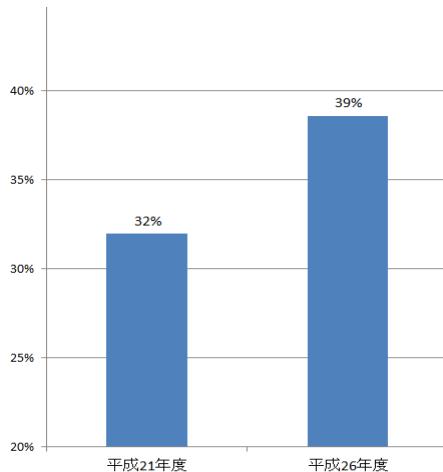
この結果、現在、市の行政機関や公共施設の講座・教室で生涯学習活動を行った市民の割合は、第4次生涯学習推進計画策定時の目標を達成し、着実に成果を上げています。

課 題

グローバル化*や情報化の進展などにより多様化する社会において、市民の学習需要分野は非常に多岐にわたっており、限られた人的・財政的資源ではすべての分野に対応することが困難な状況です。

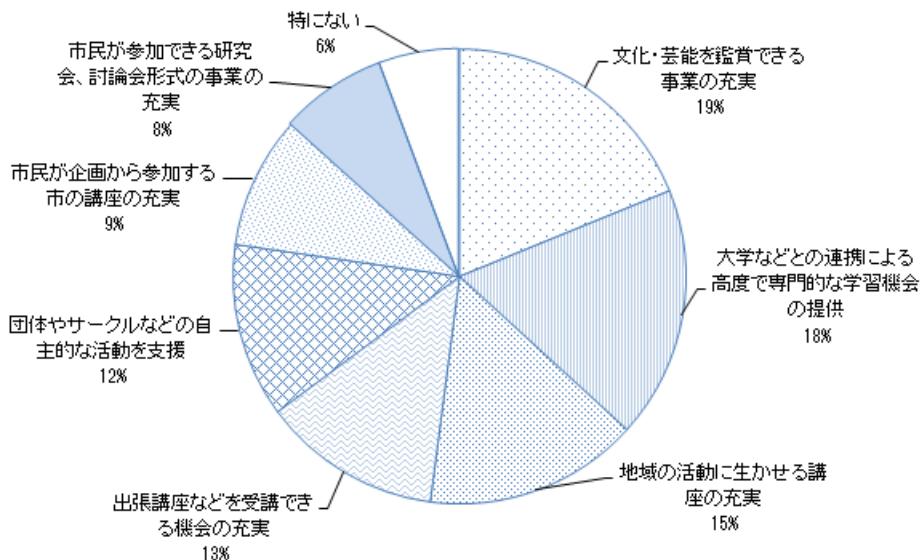
このため、幅広い層の学習需要を的確に把握するとともに、学習分野が一部に偏らないよう配慮して機会を提供していくことが必要であり、また、今後も多様な学習機会を提供し、社会全体の教育力を強化していくため、市のみならず、民間（家庭、地域、企業等）や国・県と相互に連携・協働を拡充していくことが必要となっています。

図表 11 1年以内に行政機関や公共施設の講座・教室で生涯学習活動を行った市民の割合



<生涯学習振興課：平成22年生涯学習基礎調査>
<生涯学習振興課：平成26年インターネットモニターアンケート>

図表 12 市の生涯学習事業に対する需要



<生涯学習振興課：平成26年インターネットモニターアンケート>

基本施策7 「ちばを学び創る」学習機会を提供する

現 状

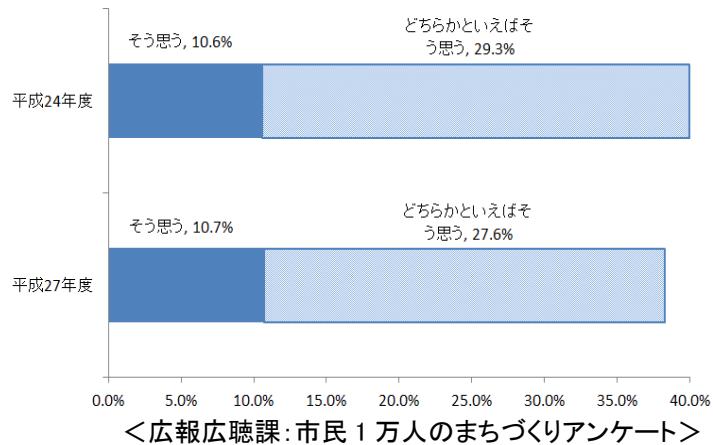
市民が本市の特色ある歴史・文化・景観・環境等、各種の地域資源（いわゆる都市アイデンティティ）について学び、生かし、情報発信していくことは、自らが関わる地域のコミュニティに愛着を持ち、理解を深めることにつながり、活力あるコミュニティ形成に自発的に参加していくよりどころとして、活動の動機づけと課題の把握の両面から非常に意義のあることです。

本市では、千葉の歴史・文化を学ぶ講座のほか、優れた芸術文化の推奨、ホームタウンの推進、「科学都市ちば*」など、新たな都市イメージを創出することを通じて、魅力的で活力あるまちづくりにつながる学習機会を提供してきておりますが、加曽利貝塚・千葉氏等まだ地域資源について学ぶ機会の提供が十分とは言えない状況にあります。

課 題

今後も、多くの市民が郷土に誇りを持ち、地域づくりに関わる契機となるよう、加曽利貝塚・千葉氏等の地域資源を生かした学習機会を提供していきます。

図表 13 市の歴史や文化財に愛着を感じる



基本施策8 学習活動に関する情報発信と相談を進める

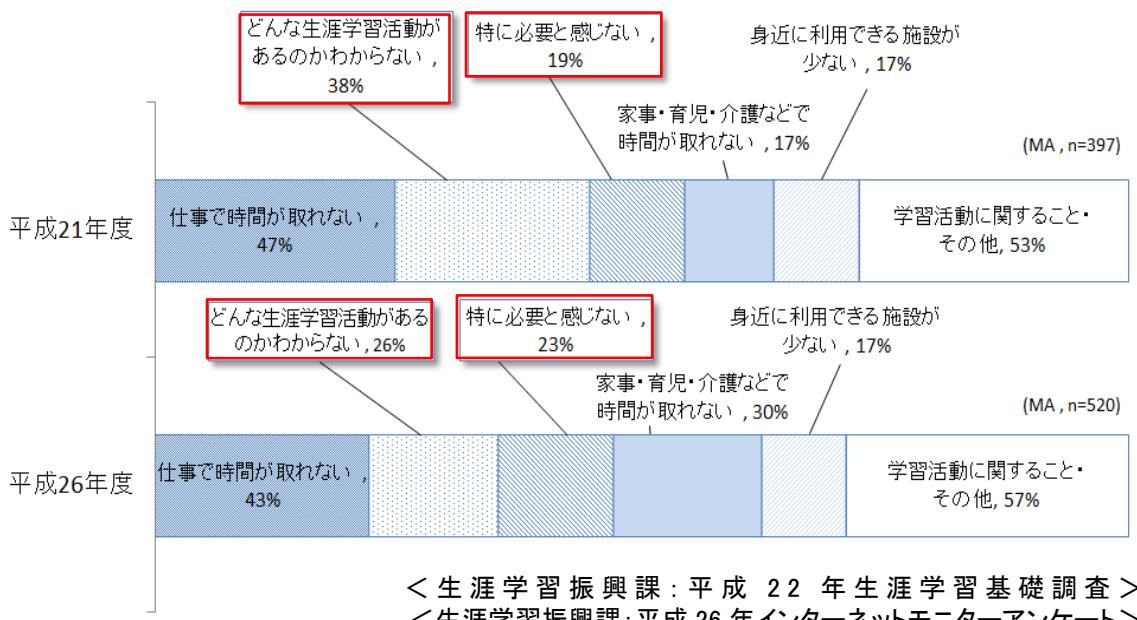
現 状

市民の学習活動のきっかけづくりとなるよう、広報紙やインターネットなどの媒体により生涯学習の意義や講座情報・団体情報など各種学習関連情報の PR や、学習活動に関する相談窓口を設置しており、「どのような学習活動があるのかわからない」という理由により学習活動を行わない市民が減少するなど、一定の成果を上げています。

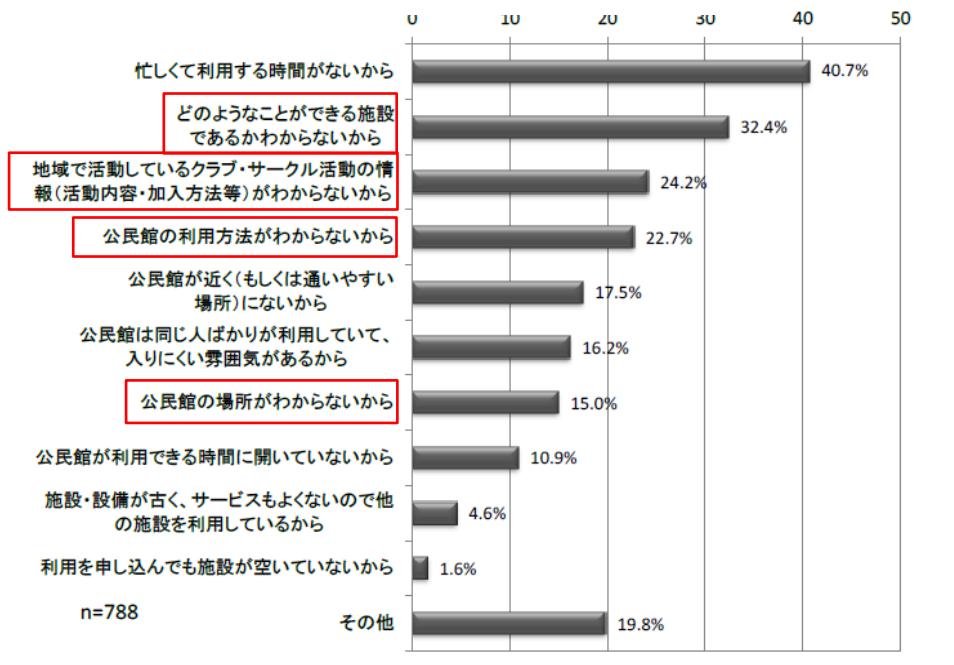
課 題

「学習活動は特に必要ない」と感じる市民の割合が増加しているほか、多くの市民が、「公民館がどのような施設かわからない」と回答しているなど、発信した情報が必ずしも全市民に行き届いているとは言い難い状況にあるため、今後は、情報を公開するだけでなく、地域に積極的に「売り込み」に行く情報発信や、既存の情報媒体以外の資源の活用など、現在の情報発信で行き届いていない層への PR が課題となります。

図表 14 生涯学習活動をしない理由



図表 15 公民館を利用しない理由



<生涯学習振興課:平成 25 年公民館に関するアンケート>

基本施策 9 学習支援施設を運営する

現 状

公民館をはじめとする学習支援施設は、市内の多くの団体・個人の学習活動拠点として重要な役割を果たしています。

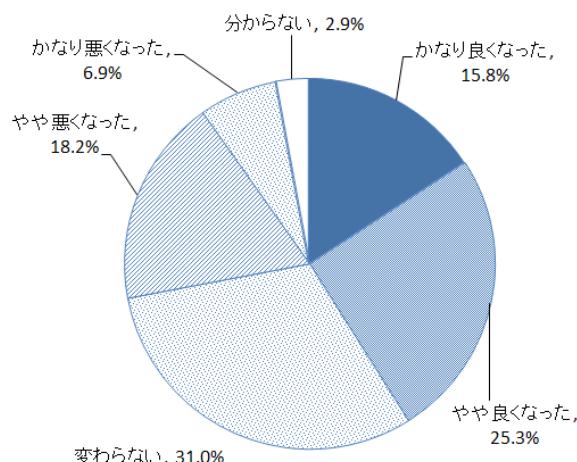
本市では、学習団体の安定的・継続的な活動を支援するため、また、地域の学習活動全般の活性化のため、学習支援施設の利便性向上に努めてきており、約 4 割の学習団体が「5 年前より利用しやすくなった」と回答しています。

課 題

しかし、一方では「基本施策 8 学習活動に関する情報発信と相談を進める」で述べたとおり、かなりの数の市民が学習支援施設を利用していないという課題があり、今後は、情報発信とあわせて、現在利用していない市民を新たに学習活動に呼び込む施設利用の仕組みづくりに取り組む必要があります。

*学習支援施設は、生涯学習施設と同義ですので、以下は「生涯学習施設」と呼称します。

図表 16 5 年前と比べた現在の生涯学習施設の利用手続きのしやすさ



<生涯学習振興課:平成 26 年団体アンケート>

基本施策 10 学習活動に関する調査研究を進める

現 状

絶えず変化する社会に対応した学習活動を支援するため、学習需要の把握や学習活動に関する調査・研究を行っています。

課 題

今後も引き続き、学習活動に関する調査・研究を継続し、資質の維持・向上に努めるとともに、常に最新の情報を収集する必要があります。

4 中間見直し

1 計画の見直しにあたって

(1) 見直し実施の背景

第5次千葉市生涯学習推進計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成28（2016）年3月に策定されました。

本計画は、平成28年度から平成33（2021）年度までの6年間を計画期間としており、変化への対応と実行力のある計画とするため、計画の中間年度での見直しを行うこととしています。

計画期間の後半3年間を、見直し後の計画に沿って事業を推進するために、過去2年間の実績を踏まえ、平成30（2018）年度に計画の見直しを行います。

(2) 関連する計画との整合性

第5次千葉市生涯学習推進計画の見直しにあたっては、本計画と関連が深い、国の「第3期教育振興基本計画」や、本市の「第3次実施計画」、「第2次千葉市学校教育推進計画」の内容も踏まえ、これらの計画との整合性を考慮して見直しを行います。

2 計画の見直しの方向性

(1) 成果指標について

ア 実績評価について

平成28（2016）年度末及び29（2017）年度末の現状値を基に、評価及び分析を行いました。平成28年度末及び29年度末の現状値を算出していない2項目については、生涯学習関係団体アンケートを実施して平成30（2018）年度の現状値を算出し、分析を行いました。

イ 見直しについて

アの評価検証を基に、必要に応じて目標値の変更を行います。

(2) アクションプランについて

ア 見込及び実績評価について

平成30（2018）年度末及び33（2021）年度末の事業の見込値、進捗状況を算出しました。また、取組状況について評価検証を行いました。

イ 見直しについて

アの評価検証を基に、必要に応じて目標値の変更、アクションプランの追加を行います。

3 見直しを行う成果指標・アクションプラン

(1) 成果指標について

成果指標全10項目のうち、計画策定時の目標値と現状値が大きく乖離することから、目標値の変更を行うものは5項目です。

変更理由	該当事業・項目			
	施策	No.	成果指標	掲載頁
計画策定時の目標値と現状値が大きく乖離することによる	1-1	2	生涯学習に関する情報が充実していると感じる市民の割合	30
	1-2	1	市の生涯学習施設が5年前よりも利用しやすくなったと考える市民の割合	32
		2	生涯学習施設を年1回以上利用したことのある市民の割合	32
	2-1	1	郷土の歴史や文化財に愛着を感じる市民の割合	36
	3-2	1	年2回以上学習成果を地域に還元する団体の割合	46

(2) アクションプランについて

ア 目標値の変更

アクションプラン全41事業56項目のうち、目標値の変更を行ったものは6事業8項目です。変更理由等については、以下のとおりです。

変更理由	事業 数	項目 数	該当事業・項目				
			施策	No.	事業	項目	掲載頁
第3次実施計画の策定による	2	2	1-2	5	公民館の改修	トイレ改修	34
			3-3	4	学校支援地域本部やコミュニティ・スクール等の推進	連携組織の設置	49
アクションプランを取り巻く状況の変化による	2	2	1-2	1	生涯学習施設等の利用環境の充実	公民館の施設稼働率 (*調理室を除く)	33
			3-3	6	特別教室等の開放	類似事業(学校施設開放事業)への移行	50
中間見直し時に最終目標値を設定することによる	2	4	1-2	7	コミュニティセンターの改修	外壁・屋上防水改修	35
						空調・熱源改修	35
			2-2	8	放課後子ども教室の推進	劣化度調査 実施日数	35 42

イ 新規追加

新規追加するアクションプランは5事業5項目です。また、既存の事業に項目を追加するものは、3事業6項目です。

(ア) 新規に事業と項目を追加

追加理由	事業 数	項目 数	該当事業・項目				
			施策	No.	事業	項目	掲載頁
第3次実施計画 の策定による	5	5	1-2	8	千葉市科学館リニューアル	千葉市科学館展示リ ニューアルの検討	35
			1-2	9	公民館への社会教育主事配 置	公民館における社会 教育主事資格取得者 数	35
			2-1	4	縄文文化調査研究の推進	特別史跡加曽利貝塚 の究明に向けた発掘 調査	38
			2-1	5	特別史跡加曽利貝塚の魅力 向上	加曽利貝塚博物館の 来館者数	38
			2-2	13	公民館主催講座の拡充	主催講座の実施・拡充	43

(イ) 既存事業に項目を追加

追加理由	事業 数	項目 数	該当事業・項目				
			施策	No.	事業	項目	掲載頁
第3次実施計画 の策定による	2	4	2-2	6	未来の科学者育成プログラ ムの充実 (※)	ロボット工学講座の 実施（中高生対象講 座）	41
			2-2	8	放課後子ども教室の推進	活動支援実施校数	42
						一体型事業実施校数	42
						放課後子どもプラン 策定	42
実施中の業務へ 新たな視点の追 加による	2	1	2-2	6	未来の科学者育成プログラ ムの充実 (※)	未来の科学者育成プ ログラムの実施(ジュ ニア講座受講者数)	41
			2-2	11	家庭教育支援事業の実施	「子育てママのおし やべりタイム」の延べ 参加者数	43

※「未来の科学者育成プログラムの充実」については、第3次実施計画の策定による見直しと実施中の業務への新たな視点の追加による見直しにより、1事業に2項目追加しています。

各 論

目 次

1 学習活動のきっかけの提供	30
2 多様な学習機会の確保	36
3 学びを生かしたコミュニティづくり	44

1 学習活動のきっかけの提供

1-1 生涯学習の普及啓発

施策の方針

- 市民が学びの楽しさ、大切さに興味・関心を持ってもらえるよう、様々な機会・手法を活用して情報を発信し、学習のきっかけづくりにつなげます。
- 国・県・大学等、市以外が提供する学ぶ場についても積極的に情報発信し、学習機会の拡大に努めます。
- 学習に関する各種相談を受け付けることで、スムーズな学びはじめ・学び直しをお手伝いします。

成 果 指 標

* = 平成 26 (2014) 年度値

No.	成果指標	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
1	生涯学習に関心のある市民の割合	*76.9%	83.0%	90.0%
インターネットモニターアンケート（平成 26 (2014) 年 9 月） WE B アンケート（平成 28 (2016) 年度から）				
2	生涯学習に関する情報が充実していると感じる市民の割合	*56.4%	25.0%	34.0%
インターネットモニターアンケート（平成 26 (2014) 年 9 月） WE B アンケート（平成 28 (2016) 年度から）				

※成果指標の 1・2 ともに、調査方法が WE B アンケートに移行されています。

成果指標の 2 について、中間見直し時に目標値の変更を行っております。

アクションプラン

学ぶ場と学ぶための情報提供の充実

No.1 生涯学習振興課（公民館・生涯学習センター）【計画策定時・拡充】

市民の生涯学習のきっかけづくりとなる各種生涯学習情報を発信します。発信にあたっては、市ホームページ・生涯学習センターホームページ、市政だより、教育だより、公民館だよりのほか、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS*）等を積極的に活用していきます。

また、国・県の施設や大学、専門学校等が実施する講座等についても、積極的に情報の収集及び提供を図り、学習機会の拡大に努めます。

学習のきっかけづくりとなる生涯学習イベントの開催

No.2 生涯学習振興課（公民館・生涯学習センター・科学館）【計画策定時・継続】

生涯学習の意義や学びの楽しさを「まなびフェスタ」や「科学フェスタ」などの生涯学習イベントを通じてPRしていきます。

No.3 e ラーニング*普及事業の実施 生涯学習振興課 【計画策定時・新規】

学習活動に時間を取りたくない市民の学習機会の拡大のため、いつでもどこでも学ぶことができるeラーニングの普及を図り、生涯学習センターでの体験スペースの提供等を実施します。

取組項目	平成27年度末現状値 (2015年度末現状値)	平成30年度末目標値 (2018年度末目標値)	2021年度末目標値
e ラーニング普及事業の実施	実施方法の検討	実施	継続

■いろいろな生涯学習

「生涯学習」とは、「自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習すること」（教育基本法第3条）と定義されています。

たとえば、美術館で見た絵画に感動した経験をきっかけとして、絵画教室に通うこと、その絵画の描かれた時代背景を調べること、画家の生涯に興味を持って調べること、美術館で働く学芸員を目指すこと、どれも立派な生涯学習です。

講義を聞いたり講座を受講したりすることだけではなく、いつでも、どこでも、「学ぶこと」＝「生涯学習」なのです。

1 学習活動のきっかけの提供

1-2 学習環境の整備

施策の方針

- 学びに興味を持った市民が学習活動をはじめるにあたって、快適で参加しやすい学習環境の確保に努めます。
- I C T 等の活用を通した生涯学習施設の利用サービスの向上に努めます。
- 生涯学習施設等の保全・改修により、学習環境の維持・向上に努めます。

成 果 指 標

* = 平成 26 (2014) 年度値

No.	成果指標	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
1	市の生涯学習施設が 5 年前よりも利用しやすくなったと考える市民の割合	*31.5%	54.0%	58.0%
生涯学習関係団体アンケート調査（平成 26 (2014) 年 11 月） (平成 30 (2018) 年 8 月)				
2	生涯学習施設を年 1 回以上利用したことのある市民の割合	*44.1%	74.0%	80.0%
市民 1 万人のまちづくりアンケート（平成 27 (2015) 年 1 月） WE B アンケート（平成 29 (2017) 年度から）				

※成果指標の 2 について、調査方法が WE B アンケートに移行されています。

※成果指標の 1 ・ 2 ともに、中間見直し時に目標値の変更を行っています。

アクションプラン

生涯学習施設等の利用環境の充実

(生涯学習振興課(生涯学習センター・公民館・南部青少年センター)・市民総務課)

No.1

【計画策定時・拡充】【中間見直し時・目標値変更】

施設の利用を促進するため、インターネットによる施設予約受付(公共施設予約システム)の導入等による利便性の向上等を図り、生涯学習施設の利用環境を充実します。

また、コミュニティセンター等、会議室等の貸出を行っている他の施設についても、各施設において利用環境の充実を図ります。

※公民館の施設稼働率について、中間見直し時に目標値の変更を行っています。

* = 平成 26 (2014) 年度値

取組項目	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
生涯学習センターの施設稼働率	* 51.5%	54.0%	55.0%
公民館の施設稼働率(*2)	* 45.2%	48.0%	51.0%

(*2) 用途・利用時間に制約が大きい調理実習室を除く。

No.2 図書館サービスの向上 (中央図書館) 【計画策定時・拡充】

図書館資料の整備に努めるほか、一部の地区図書館の開館日・開館時間の拡大を進めるなど、身近で頼れる市民の図書館として図書サービスを充実します。また、図書館ホームページにおいて、企画展示等の学習関連情報を発信するほか、インターネット予約等の利便性が高いサービスを提供します。

そのほか、社会の変化や利用者ニーズに合わせた新しい図書館サービスの提供を図るため、図書館システムの再構築を行います。

取組項目	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
地区図書館の開館時間の拡大	-	1 館	1 館
分館における休日開館の実施	-	3 館	3 館

No.3 子どもの居場所の確保 (こども企画課・生涯学習振興課) 【計画策定時・継続】

子どもの安全・安心な居場所を確保するため、こどもカフェ、子ども交流館等の運営を行うとともに、地域のコミュニティの場である公民館等においても、地域と連携した居場所として機能するよう、受け入れ体制を整備します。

No.4 公民館の改築 (生涯学習振興課) 【計画策定時・新規】

生涯学習環境を改善するため、老朽化した犠橋公民館の改築を行います。

取組項目	平成27年度末現状値 (2015年度末現状値)	平成30年度末目標値 (2018年度末目標値)	2021年度末目標値
犠橋公民館の改築	基本設計	平成30年4月供用開始	供用

公民館の改修 (生涯学習振興課)

No.5 【計画策定時・拡充】【中間見直し時・目標値変更】

生涯学習環境を改善するため、公民館の老朽化した施設・設備の改修を行います。

※トイレ改修について、中間見直し時に目標値の変更を行っています。

* 平成24~26 (2012~2014) 年度実施

取組項目	平成27年度末現状値 (2015年度末現状値)	平成30年度末目標値 (2018年度末目標値)	2021年度末目標値
公民館 の改修	冷暖房設備改修	*3館	1館
	屋上防水・屋根改修	*3館	6館
	トイレ改修	*1館	6館
			4館
			12館
			14館

中央図書館・生涯学習センター等の改修

No.6 (生涯学習振興課(南部青少年センター)) 【計画策定時・拡充】

生涯学習環境を改善するため、中央図書館・生涯学習センター、南部青少年センター・みやこ図書館白旗分館の老朽化した施設・設備の改修を行います。

* 平成26 (2014) 年度実施

取組項目	平成27年度末現状値 (2015年度末現状値)	平成30年度末目標値 (2018年度末目標値)	2021年度末目標値
中央図書館・生涯学習セン ターの改修	*中央監視装置更新	アトリウムガーデン 屋根防水	工事完了済
		吊天井落下防止対策	
南部青少年センター・みや こ図書館白旗分館 受水槽 更新工事	—	実施設計、工事	工事完了済

コミュニティセンターの改修 (市民総務課・各区役所地域振興課)

No.7

【計画策定時・継続】【中間見直し時：最終目標値設定】

コミュニティセンターの安全性の向上や機能回復を図るため、施設・設備の改修を行います。

※中間見直し時に最終目標値を設定しています。

* 平成 26 (2014) 年度実施

取組項目	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
コミュニティセンターの改修	外壁・屋上防水改修	*工事 2 館	実施設計 1 館
	空調・熱源改修	*実施設計 1 館 *工事 1 館	実施設計 1 館 工事 1 館
	劣化度調査	—	2 館 3 館

■公民館の管理運営

時代の変遷による生涯学習ニーズの変化、地域コミュニティの希薄化等、さまざまな課題がある中、公民館には「地域の総合交流拠点」としての機能が求められています。この役割をより一層果たしていくため、民間のノウハウや専門性を取り入れて市民サービスの向上を図ることが期待できる指定管理者制度や、施設利用にかかる公平な受益者負担の導入について検討してまいります。

千葉市科学館リニューアル (生涯学習振興課)

No.8

【中間見直し時・アクションプラン新規設定】

科学に対する市民の興味・関心を向上させるため、千葉市科学館のリニューアルに向けた検討を進めます。

取組項目	平成 30 年度末見込値 (2018 年度末見込値)	平成 33 年度末目標値 (2021 年度末目標値)
千葉市科学館展示リニューアルの検討	—	検討

公民館への社会教育主事配置 (生涯学習振興課)

No.9

【中間見直し時・アクションプラン新規設定】

社会教育*活動の活発化を図るため、社会教育主事の配置を拡充します。

取組項目	平成 30 年度末見込値 (2018 年度末見込値)	平成 33 年度末目標値 (2021 年度末目標値)
公民館における社会教育主事資格取得者数	9 人	12 人

2 多様な学習機会の確保

2-1 郷土への愛着を深める学習機会の提供

施策の方針

- 郷土に対する理解と愛着を深めるため、地域の歴史や文化資源を生かした学習機会を提供します。
- 郷土の伝統・文化を適切な保護・保存方法により後世に引き継ぐとともに、ふるさと意識の醸成を図ります。

成果指標

* = 平成 26 (2014) 年度値

No.	成果指標	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
1	郷土の歴史や文化財に愛着を感じる市民の割合	*38.3%	56.0%	59.0%
市民 1 万人のまちづくりアンケート（平成 27 (2015) 年 1 月） W E B アンケート（平成 29 (2017) 年度から）				

※成果指標について、調査方法がW E B アンケートに移行されています。

中間見直し時に目標値の変更を行っています。

アクションプラン

No.1 加曽利貝塚の特別史跡*指定 (文化財課) 【計画策定期・新規】

加曽利貝塚の特別史跡指定に向けた取り組みを推進します。

取組項目	平成27年度末現状値 (2015年度末現状値)	平成30年度末目標値 (2018年度末目標値)	2021年度末目標値
総括報告書の刊行	総括報告書の作成	総括報告書の刊行	総括報告書の刊行

No.2 文化財の保存・活用の推進 (文化財課・文化振興課) 【計画策定期・拡充】

文化財を適正に保存・管理するため、建造物の改修等を行います。

取組項目	平成27年度末現状値 (2015年度末現状値)	平成30年度末目標値 (2018年度末目標値)	2021年度末目標値
ゆかりの家・いなげの改修	-	外壁等腐食箇所修繕、電気設備工事	外壁等腐食箇所修繕、電気設備工事完了
旧検見川無線送信所の修繕	屋上防水実施設計	屋上防水及び外壁補修工事	屋上防水及び外壁補修工事完了
市民ギャラリー・いなげ (旧神谷伝兵衛稻毛別荘) の改修	基本設計	耐震改修、屋根防水改修工事	耐震改修、屋根防水改修工事完了

郷土の理解を深める講座・事業の充実 (生涯学習振興課・文化財課)

No.3

【計画策定期・拡充】

郷土を理解し愛着を深めるため、加曽利貝塚、千葉氏、大賀ハス、及び海辺等に代表される郷土の歴史・伝統文化や本市の風土・自然・産業等を学ぶ講座、発掘体験・土器づくり等の体験学習、博物館展示解説等を充実します。

また、主要駅に近隣の史跡や文化財の所在地を示した案内看板を設置するとともに、史跡・文化財の解説を掲載した文化財説明板の拡充を図ります。

取組項目	平成27年度末現状値 (2015年度末現状値)	平成30年度末目標値 (2018年度末目標値)	2021年度末目標値
郷土の理解を深める講座・事業の数	加曽利貝塚など縄文時代の理解を深める講座・事業	11事業	13事業
	千葉氏など郷土の歴史の理解を深める講座・事業	24事業	26事業

縄文文化調査研究の推進 (文化財課)

No.4

【中間見直し時・アクションプラン新規設定】

縄文文化と貝塚を究明するため、発掘調査・研究を進めていくとともに、その成果を広く発信していきます。

取組項目	平成30年度末見込値 (2018年度末見込値)	平成33年度末目標値 (2021年度末目標値)
特別史跡*加曾利貝塚の究明に向けた発掘調査	継続	調査概報の刊行

特別史跡*加曾利貝塚の魅力向上 (文化財課)

No.5

【中間見直し時・アクションプラン新規設定】

特別史跡加曾利貝塚の魅力と集客力の向上を図るため、史跡内の整備とプロモーション活動を進めます。

取組項目	平成30年度末見込値 (2018年度末見込値)	平成33年度末目標値 (2021年度末目標値)
加曾利貝塚博物館の来館者数	80,000人	100,000人

2 多様な学習機会の確保

2-2 市民ニーズに対応した学習機会の提供

施策の方針

- 急速に変化・多様化する現代社会において、多岐にわたる市民の学習ニーズに対応するため、幅広い分野にわたる学習機会を提供します。
- 科学・技術に関する講座・事業を通して、市民のライフスタイルに科学が溶け込む環境づくりを進めます。
- 様々な立場の市民が、生涯を通じて必要な知識・技能を身に付けられるよう、学び直しを支援します。
- 子どもから子育て世代、お年寄りまで、様々な世代のライフステージ*に応じた学習機会を提供します。

成 果 指 標

* = 平成 26 (2014) 年度値

No.	成果指標	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
1	公民館の講座の参加者の満足度	98.2%	99.0%	99.5%
受講者アンケート調査（平成 27 (2015) 年度から）				
2	「科学都市ちば*」の認知度	*38.6%	43.0%	50.0%
インターネットモニターアンケート（平成 27 (2015) 年 2 月） WE B アンケート（平成 28 (2017) 年度から）				

※成果指標の 2 について、調査方法がWE B アンケートに移行されています。

アクションプラン

現代的課題学習事業の実施

No.1 (生涯学習振興課(公民館・生涯学習センター)・中央図書館) 【計画策定期・継続】

公民館、生涯学習センター、中央図書館・地区図書館において、情報(ICT)・防災・環境・健康・消費生活・歴史・国際交流など、現代的な課題を解決することを目的とした学習機会を提供します。また、市内大学等と連携し、各大学等の特性を活かした専門的・実践的な講座等を開催します。

No.2 文化・芸術学習事業の実施 (文化振興課) 【計画策定期・継続】

文化芸術の振興に取り組むため、「個性豊かな新しい千葉文化の創造」の理念に基づき、「第2次千葉市文化芸術振興計画」を策定し、美術館・市民会館・文化センター等の文化施設を生かした「個性」「世界性」「市民主体」の基本目標に基づく各施策・事業を総合的かつ計画的に推進します。

スポーツ・レクリエーション推進事業の実施 (スポーツ振興課)

No.3 【計画策定期・継続】

スポーツ・レクリエーションを推進するため、「みんなが主役、元気でいきいき、スポーツ都市千葉の実現」の理念に基づき、「スポーツ推進計画」を策定し、平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえつつ、スポーツ活動を「する、観る、支える(育てる)」の3つの基本的視点と、多様な交流を意味する「ふれあう」という視点から各施策・事業を総合的かつ計画的に推進します。

No.4 「(仮称) 瑞穂情報図書センター」の整備 (中央図書館) 【計画策定期・新規】

図書館サービスの向上とより良い読書環境を提供するため、花見川区役所の一部スペースを活用して「(仮称) 瑞穂情報図書センター」を整備します。

取組項目	平成27年度末現状値 (2015年度末現状値)	平成30年度末目標値 (2018年度末目標値)	2021年度末目標値
「(仮称) 瑞穂情報図書センター」の整備	整備検討	平成29(2017)年3月 供用開始	供用

科学関連学習事業の実施 (生涯学習振興課(科学館・公民館・生涯学習センター))

No.5 【計画策定期・継続】

科学館・公民館・生涯学習センターにおいて、科学・技術が文化として根付いた「科学都市ちば*」の実現のため、科学・技術に親しみを持ち、理解を深めることのできる学習機会を提供します。

未来の科学者育成プログラムの充実 (生涯学習振興課)

No.6

【計画策定時・拡充】【中間見直し時・取組項目追加】

科学に高い興味・関心を持つ中学生・高校生を対象に、その能力を伸ばすために質の高い学習プログラムを提供し、市内の大学、研究機関、企業などが有する先端科学技術を体験させることにより、未来の科学者を目指す意欲を高めます。

小学生を対象とした講座の充実を図るため、未来の科学者育成プログラムを実施するとともに、最先端の科学技術を身近に感じることができる環境を創出するため、未来の科学者育成プログラムに工学に関する講座の開設、拡充を行います。

取組項目	平成 30 年度末見込値 (2018 年度末見込値)	平成 33 年度末目標値 (2021 年度末目標値)
未来の科学者育成プログラムの実施（ジュニア講座受講者数）	拡充（71 人）	拡充（100 人）
ロボット工学講座の実施（中高生対象講座）	2 講座	4 講座

キャリア教育*の推進 (教育指導課・生涯学習振興課)

No.7

【計画策定時・新規】

就業前の児童・生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な意欲・態度や能力を育てるとともに、地域の企業等の事業への理解を深めてもらうために、職業に関する学習や職場体験等のキャリア発達を促す体験活動を地域の様々な機関と連携して行います。

また、大学、専門学校等の高等教育機関と連携して資格取得のための講座等の情報提供や e ラーニング*を活用した就労や学び直し・キャリアアップに寄与する学習機会の提供など、個人生活の向上と共に、市民生活や地域産業経済を支える人材の育成にもつながる、キャリア教育を推進します。

取組項目	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
キャリア教育の推進	実施方法の検討	実施	実施

ライフステージ*に応じた学習機会の提供

放課後子ども教室*の推進 (生涯学習振興課)

No.8

【計画策定時・拡充】【中間見直し時・目標値変更、取組項目追加】

小学校の放課後に魅力的な「体験・学び」の機会を充実させるため、これまで培ってきた地域・保護者を中心とした運営体制に加え、民間企業・大学・NPO法人*等の参加と協働を進めるとともに、教育委員会が総合調整を担うことにより、民間等とコーディネーターの連携を促進し、各教室における地域教育力の向上を図り、活動プログラムの充実及び実施日数の増加を図ります。

また、確かな学力・豊かな人間性・健やかな体を育てる学校教育に積極的に貢献します。

※実施日数について、中間見直し時に目標値の見直しを行っています。

中間見直し時に、活動支援実施校数、一体型事業実施校数、放課後子どもプラン策定を取組項目に追加しています。

* 平成 26 (2014) 年度実施、*2 平成 30 (2018) 年度末見込値

取組項目	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
実施日数	*21.2 日/校	従来型 19.3 日/校 活動支援型 25.0 日/校	従来型 22.0 日/校 活動支援型 28.0 日/校
活動支援実施校数	—	(*2) 17 校	17 校
一体型事業実施校数	—	(*2) 1 校	18 校
放課後子どもプラン策定	—	(*2) 策定	策定

※活動支援実施校数、一体型事業実施校数、放課後子どもプラン策定の 3 項目については、中間見直し時に追加する取組項目のため、平成 30 (2018) 年度末見込値と 2021 年度末目標値のみ設定しています。

No.9 子ども読書活動の推進 (中央図書館) 【計画策定時・拡充】

「いつでも、どこでも読書ができる環境づくり」に取組み、子どもたちが自主的に読書をする習慣を身に付け、本との出会いや感動を通して知識を深め、豊かな感性を磨いていくことができるよう、「第 3 次千葉市子ども読書活動推進計画」に基づき、各施策・事業を「家庭」「地域」「学校」等の取組みに分類し、読書ノートの配布、親子ふれあい本の提供等、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

* 平成 26 (2014) 年度実施

取組項目	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
読書習慣のある児童生徒の割合	小学 5 年生 *45.2%	49.0%	52.5%
	中学 2 年生 *46.9%	49.0%	52.5%
1 か月間に読んだ本が 0 冊の児童生徒の割合	小 学 生 *1.1%	0.9%	0.8%
	中 学 生 *7.9%	6.4%	5.5%

青少年教育・少年教育事業の実施

(生涯学習振興課(公民館・生涯学習センター・南部青少年センター))

No.10

【計画策定時・継続】

青少年の健全育成及び社会教育*の振興や地域コミュニティ活動の活性化を図るため、学校では体験できない体験学習・工作等の学習講座を開催するほか、青少年団体・少年団体等に生涯学習施設を貸し出します。

また、保護者を対象に青少年の健全育成に関する講座を開催します。

家庭教育*支援事業の実施 (生涯学習振興課)

No.11

【計画策定時・拡充】【中間見直し時・取組項目追加】

家庭教育学習講座を開催するほか、家庭教育支援チーム*や子育てサポーター*の活動を通じて、家庭教育の支援や子育ての不安や悩みの解消を図ります。

※中間見直し時に、「子育てママのおしゃべりタイム」の延べ参加者数を取組項目に追加しています。

取組項目	平成27年度末現状値 (2015年度末現状値)	平成30年度末目標値 (2018年度末目標値)	2021年度末目標値
「子育てママのおしゃべりタイム」の実施館数	21館	28館	28館
「子育てママのおしゃべりタイム」の延べ参加者数	—	2,000人	2,500人

※「子育てママのおしゃべりタイム」の延べ参加者数については、中間見直し時に追加する取組項目のため、平成30(2018)年度末見込値と2021年度末目標値のみ設定しています。

高齢化社会に対応した学習機会の提供

No.12 (生涯学習振興課(公民館・生涯学習センター)・高齢福祉課)

【計画策定時・拡充】

高齢化社会の進展に対応するため、生きがいづくり・仲間づくりや健康・福祉に関する講座の開催等、様々な学習活動を支援します。

公民館主催講座の実施・拡充 (生涯学習振興課)

No.13

【中間見直し時・アクションプラン新規設定】

社会教育*活動の活発化を図るため、公民館主催講座を拡充します。

取組項目	平成30年度末見込値 (2018年度末見込値)	2021年度末目標値
主催講座の実施・拡充	859講座	900講座

3 学びを生かしたコミュニティづくり

3-1 地域の担い手となる人材育成

施策の方針

- 地域における学習活動の活発化を図るため、専門的知識を持つリーダーをはじめ、地域・団体活動のリーダー、ボランティア等の人材を育成します。
- 講座などの学習活動をきっかけとして仲間づくり、絆づくりを進め、学習活動の担い手の育成につなげます。

成果指標

* = 平成 26 年度値

No.	成果指標	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
1	市民のボランティア活動・地域活動への参加状況	*16.4%	23.0%	30.0%

インターネットモニターアンケート（平成 26（2014）年 9 月）
WEB アンケート（平成 28（2016）年度から）

アクションプラン

団体・グループ活動のリーダーの養成・育成

No.1

(生涯学習振興課(公民館・生涯学習センター))

【計画策定時・拡充】

新しく学習活動を始める個人・団体の参加の促進や既存団体の活動の活性化等により、地域での学習活動や地域づくりを推進するため、ファシリテーション*研修やコーディネーター養成講座等を実施し、リーダーとなる人材の養成・育成を充実します。

* = 平成 26 年度値

取組項目	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
指導者養成研修 * 延受講者数	* 333 人	370 人	400 人

* ボランティア育成に関する講座等を除く。

ボランティアの育成

(生涯学習振興課(生涯学習センター・科学館)・加曽利貝塚博物館・郷土博物館・中央図書館)

No.2

【計画策定時・拡充】

学習活動を通じた地域づくりのため、自らの知識や技能を社会・地域に還元することを目的とする生涯学習ボランティア*を生涯学習センターで研修等の実施により育成します。

また、合同説明会の開催等を通して、他の施設・団体（千葉市ボランティアセンター、千葉市民活動支援センター、(公財) 千葉市国際交流協会）が所管するボランティア等との連携・協働を図ります。

さらに、生涯学習施設の企画・運営等に協力する施設ボランティアのほか、平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見すえ、障害者スポーツを支援するボランティアをはじめ、必要な各種ボランティア等を育成します。

* = 平成 26 (2014) 年度末値

取組項目	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
ちば生涯学習ボランティアセンター登録者数	1,634 人	1,850 人	2,000 人

No.3 家庭教育*支援事業の実施 (生涯学習振興課) 【計画策定時・拡充】 (一部再掲)

子育て世代の家庭教育の支援や子育ての不安や悩みの解消を図るため、家庭教育支援チーム*や子育てサポーター*の人材を育成します。

取組項目	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
家庭教育支援チーム数	2 チーム	4 チーム	4 チーム
子育てサポーター人数	33 人	42 人	42 人

高齢化社会に対応した学習機会の提供

No.4

(生涯学習振興課・高齢福祉課)

【計画策定時・拡充】

(一部再掲)

高齢化社会の進展に伴い、高齢者を支える人材を育成するため、社会福祉協議会や社会福祉事業団等と連携し、福祉・健康・介護予防等に有用な実践的講座を充実します。

3 学びを生かしたコミュニティづくり

3-2 学習成果の活用機会の提供

施策の方針

- 学習の成果を社会・地域に還元できるよう、様々な活用方法や機会を提供します。
- ボランティア等が市民の学習ニーズに合わせて活躍できるよう、支援が必要な者とのマッチングや活動紹介等の機会を確保します。
- ボランティア等が自ら積極的に活動・情報発信できるよう、拠点となる場所を確保します。

成果指標

* = 平成 26 (2014) 年度値

No.	成果指標	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
1	年 2 回以上学習成果を地域に還元する団体の割合	*43.7%	68.0%	71.0%

※成果指標の 1 について、中間見直し時に目標値の変更を行っています。

アクションプラン

市民自主企画講座や施設ボランティアによる学習機会の提供

(生涯学習振興課(生涯学習センター・科学館)・加曽利貝塚博物館・郷土博物館・中央図書館)

No.1

【計画策定時・継続】

生涯学習施設が行う学習機会の提供において、市民自主企画講座の募集や施設ボランティアによる来館者案内、本の読み聞かせなど市民が学習成果を還元する機会を確保します。

学習成果の発表機会の提供

No.2

(生涯学習振興課(公民館・生涯学習センター))

【計画策定時・継続】

学習団体が学習成果を発表する機会を確保するため、生涯学習センターで「まなびフェスタ」を開催するとともに、各公民館で活動するサークル・クラブ等の協議会等が主催する「公民館文化祭」の開催に関する支援を実施します。

また、生涯学習センターで「ボランティアフェア」を開催し、生涯学習ボランティア*による自らの活動紹介や学習成果の発表の場を提供します。

青少年交流事業の実施

(生涯学習振興課(公民館・生涯学習センター・南部青少年センター))

No.3

【計画策定時・継続】

青少年団体に生涯学習施設を貸し出し、青少年の自主的な活動及び異世代交流による健全育成を図るほか、南部青少年センターにおいて、学生ボランティアと協力して青少年の学習成果の発表と交流を深める場となる「ゆめチャレンジ」を実施します。

ボランティアセンター等におけるコーディネートの実施

(地域福祉課・生涯学習振興課(生涯学習センター)・国際交流課・市民自治推進課)

No.4

【計画策定時・拡充】

ボランティアがさらに活用されるよう、ボランティアとその支援を必要とする団体・個人のマッチングを行うため、千葉市ボランティアセンター、ちば生涯学習ボランティアセンター、及び千葉市国際交流協会において、ボランティアに関する相談に応じ、登録ボランティアとのコーディネートを行うほか、千葉市民活動支援センターにおいて、ボランティア情報の提供等を実施します。

また、上記の団体・施設間で定期的な情報交換を行い、他団体・施設の所管するボランティアについても情報提供に努めます。

* = 平成 26 (2014) 年度値

取組項目	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
ちば生涯学習ボランティアセンターにおけるコーディネート	*198 件	230 件	260 件

生涯学習ボランティア*の活動場所の提供

No.5

(生涯学習振興課(生涯学習センター))

【計画策定時・新規】

生涯学習ボランティアは、現在、支援を必要とする団体・個人の依頼を受けて活動していますが、今後は、生涯学習ボランティアが自ら積極的に活動・情報発信できるよう、生涯学習センター内に、ボランティアの活動場所となるスペースを提供します。

3 学びを生かしたコミュニティづくり

3-3 市民の参加・協働による学習活動の推進

施策の方針

- 地域が自主的に取り組む学習活動を支援し、地域課題を自ら解決するコミュニティづくりを目指します。
- 団体活動の後援及び情報発信の支援等を行います。
- 地域で活動する団体相互の連携を支援します。

成 果 指 標

* = 平成 26 (2014) 年度値

No.	成果指標	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
1	住民同士で地域課題の解決に取り組んでいると考える市民の割合	*24.3%	27.0%	30.0%
1 万人まちづくりアンケート（平成 27 (2015) 年 1 月） W E B アンケート（平成 29 (2017) 年度から）				

アクションプラン

No.1 多様な主体による学習活動の推進（生涯学習振興課）【計画策定期・拡充】

大学等の高等教育機関、C S R活動*を行っている民間企業やN P O法人*、生涯学習施設で活動する社会教育関係団体*等の多様な主体と連携し、それぞれの専門性を生かした講座等の開催を推進します。

* = 平成 26（2014）年度値

取組項目	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
公民館、生涯学習センターにおいて多様な主体と連携して実施した事業数	* 103 事業	115 事業	120 事業

公民館を拠点とした地域連携の推進（生涯学習振興課（公民館））

No.2

【計画策定期・拡充】

地域の絆を醸成するため、さらに地域の諸団体の活動拠点として公民館の利用を促し、諸団体の相互の関わりを意識的に持たせること等により、地域住民のつながりを深めます。

No.3 地域交流・多世代交流事業の実施（生涯学習振興課（公民館））【計画策定期・継続】

地域住民の交流や異なる世代間の交流により地域の絆をつくるため、公民館コンサート等の地域交流事業や伝承遊び講座等の多世代交流事業を実施します。

学校支援地域本部やコミュニティ・スクール等の推進（学事課）

No.4

【計画策定期・拡充】【中間見直し時・目標値変更】

学校教育の充実と地域コミュニティの活性化を図るため、これまで取り組んできた学校評議員制度を充実させるとともに、国の制度改革の状況も踏まえつつ、本市にふさわしい制度設計のもと、学校支援地域本部の設置やコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入などをはじめ、各地域に応じた多様な形態の学校・家庭・地域の連携組織の設置を進めます。

※中間見直し時に目標値の見直しを行っています。

取組項目	平成 27 年度末現状値 (2015 年度末現状値)	平成 30 年度末目標値 (2018 年度末目標値)	2021 年度末目標値
連携組織の設置	学校支援地域本部 小：2 校 中：1 校	学校支援地域本部 小：16 校 中：10 校	学校支援地域本部 小：34 校 中：22 校 コミュニティ・スクールのモデル実施

No.5 健全育成活動の実施 (健全育成課) **【計画策定時・継続】**

市が委嘱した青少年育成委員が、青少年問題に対する共通の理解を深め、地域における関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進します。

また、青少年育成団体等が、青少年の健全育成のために行う活動を支援します。

特別教室等の開放 (生涯学習振興課)

No.6 **【計画策定時・継続】【中間見直し時・方向性変更】**

地域が自主的に取り組む学習活動を支援するため、活動の場として、小学校の教室等の施設を開放する事業になりますが、当該業務については、継続しつつ、類似事業の学校施設開放事業への移行を進めています。

No.7 社会教育関係団体*の育成 (生涯学習振興課) **【計画策定時・継続】**

学習活動を通して地域社会への還元につながる活動を行っており、地域活動への参加のきっかけづくりにもなっているPTAや子ども会等の社会教育関係団体向けの研修を実施するとともに、団体の求めに応じて助言・指導を行います。

付属資料

目 次

1 生涯学習施設	52
2 千葉市生涯学習審議会設置条例	54
3 千葉市生涯学習審議会委員	55
4 用語解説	56

1 生涯学習施設

施設名称	所在地	備考
生涯学習センター	中央区弁天 3-7-7	中央図書館併設
公民館		
中央	松ヶ丘	松ヶ丘町 257-2
	生浜	生実町 67-1
	新宿	新宿 2-16-14
	宮崎	宮崎 2-5-22
	葛城	葛城 2-9-2
	末広	末広 3-2-2
	椿森	椿森 6-1-11
花見川	川戸	川戸町 403-1
	星久喜	星久喜町 615-7
	幕張	幕張町 4-602
	花園	花園 3-12-8
	犢橋	犢橋町 162-1
	検見川	検見川町 3-322-25
	花見川	柏井町 1590-8
稻毛	さつきが丘	さつきが丘 1-32-4
	こてはし台	横戸町 861-4
	長作	長作町 1722-1
	朝日ヶ丘	朝日ヶ丘 1-1-30
	幕張本郷	幕張本郷 2-19-33
	小中台	小仲台 5-7-1
	黒砂	黒砂 2-4-18
若葉	轟	轟町 1-12-3
	稻毛	稻毛 1-10-17
	千草台	天台 3-16-5
	草野	園生町 384-93
	山王	六方町 55-29
	都賀	作草部 2-8-53
	緑が丘	宮野木町 1807-3
緑	千城台	千城台西 2-1-1
	更科	更科町 2254-1
	白井	野呂町 622-10
	加曽利	加曽利町 892-6
	大宮	大宮町 3221-2
	みつわ台	みつわ台 3-12-17
	若松	若松町 2117-2
美浜	桜木	桜木 3-17-29
	誉田	誉田町 1-789-49
	椎名	富岡町 290-1
	土気	土気町 1631-7
	越智	越智町 822-7
	おゆみ野	おゆみ野中央 2-7-6
	稻浜	稻毛海岸 3-4-1
美浜	幕張西	幕張西 2-6-2
	磯辺	磯辺 1-48-1
	幸町	幸町 2-12-14
	高浜	高浜 1-8-3
	打瀬	打瀬 2-13
		美浜図書館打瀬分館併設

施設名称	所在地	備考
南部青少年センター	中央区白旗 1-3-16	みやこ図書館白旗分館併設
加曾利貝塚博物館	若葉区桜木 8-33-1	
郷土博物館	中央区亥鼻 1-6-1	
埋蔵文化財調査センター	中央区南生実町 1210	
科学館	中央区中央 4-5-1	
図書館		
中央	中央 みやこ 白旗分館	弁天 3-7-7 都町 3-11-3 白旗 1-3-16
花見川	花見川 花見川団地分館	こてはし台 5-9-7 花見川 3-31-101
稻毛	稻毛	小仲台 5-1-1
若葉	若葉 西都賀分館 泉分館	千城台西 2-1-1 西都賀 2-8-8 野呂町 622-10
緑	緑図書館 あすみが丘分館 土気図書室	おゆみ野 3-15-2 あすみが丘 7-2-4 土気町 1634
美浜	美浜図書館 打瀬分館	高洲 3-12-1 打瀬 2-13

2 千葉市生涯学習審議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉市生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、千葉市教育委員会(以下「委員会」という。)又は市長の諮問に応じ、本市の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を委員会又は市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、生涯学習の振興に関し識見を有する者のうちから、市長の意見を聴いて、委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 千葉市生涯学習審議会委員

第12期千葉市生涯学習審議会委員名簿

任期：平成30年1月1日から平成31年12月31日まで

氏名	所属・役職	区分	備考
伊藤 節治	公募委員	生涯学習及び社会教育活動の関係者	
伊藤 美香	千葉市女性グループ連絡会会長	生涯学習及び社会教育活動の関係者	
岩切 裕	淑徳大学総合福祉学部 教育福祉学科教授	学識経験者	会長
岩崎 久美子	放送大学 教授	学識経験者	
遠藤 明男	千葉市立稻毛高等学校 校長	学校教育の関係者	
小川 直哉	千葉市体育協会会長	生涯学習及び社会教育活動の関係者	
金田 榮弘	JFE東日本ジーエス株式会社 顧問	経済団体代表	
菊池 まり	千葉市子育てサポーター	生涯学習及び社会教育活動の関係者	副会長
河野 功	千葉商工会議所 常務理事	経済団体代表	
庄司 三千子	千葉大学附属図書館 学術コンテンツ課長	学識経験者	
武 孝夫	NPO法人加曾利貝塚博物館 友の会 副理事長	生涯学習及び社会教育活動の関係者	
長澤 成次	千葉大学 名誉教授	学識経験者	
廣崎 典子	千葉市生涯学習ボランティア	生涯学習及び社会教育活動の関係者	
山本 幸人	千葉市小学校長会 会長	学校教育の関係者	
渡邊 博典	千葉市中学校長会 会長	学校教育の関係者	

4 用語解説（50音順）

あ行

e ラーニング（P31、41）

時間や場所に関係なく、インターネットなどを介して、必要な知識や技術を習得するための手法・方法。

SNS（P31）

「Social Networking Service」の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションが可能になる。

NPO法人（P14、42、49）

「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てられる。
このNPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき所轄庁に申請をして設立の「認証」を受け、登記して法人格を取得した法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

か行

科学都市ちば（P21、39、40）

千葉市科学都市戦略事業方針（平成23年度策定）により、「こどもから大人まで、すべての市民が、日常生活の中で科学・技術を感じることができる」まちづくりの目指す姿。

家庭教育（P7、19、43、45）

家庭での生活を通して、父母やその他の家族によって行われる教育。子供の人格形成に重要な役割をもつ。

家庭教育支援チーム（P43、45）

都市化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等による社会全体での家庭教育支援の必要性に高まりに伴い、文部科学省により設置された組織で、地域の人材で構成される。家庭教育支援チームは、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな支援を行うことにより、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進している。

キャリア教育（P41）

「キャリア」とは、一般に「経歴」、「経験」、「発展」、さらには「関連した職務の連鎖」等と表現され、時間的持続性ないしは継続性を持った概念とされている。
「キャリア」を積んだ結果として、「職業能力」が蓄積されていく。

グローバル化（P11、12、20）

情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。

公民館運営懇談会（P16）

各公民館に設置されており、10人程度で組織し、公民館長の要請に応じて公民館活動を支援する機関。

公民館運営審議会（P16）

各区の中核となる公民館に設置されており、15人以内で組織し、公民館長の諮問に応じて公民館の各種事業の企画実施につき調査審議する諮問機関。

子育てサポーター（P43、45）

公民館で活動している子育てサークルや家庭教育学級等の相談や、子育てに関する悩みや不安をもつ親の相談等に応じるため、子育てについて豊かな経験と見識をもつ青少年相談員等の中から教育委員会が委嘱する者。

さ行

社会教育 (P7、13、35、43)

学校教育を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動。ただし、個人で行う学習活動は含まれない。

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

社会教育関係団体 (P49、50)

法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

生涯学習ボランティア (P45、47)

生涯学習ボランティアセンターに登録し、学習活動を通じた地域づくりのため、自らの知識や技能を社会・地域に還元することを目的とするボランティア。

CSR活動 (P49)

「CSR」は「corporate social responsibility」の略で、企業の社会的責任と訳される。企業が社会や環境と共に存し、持続可能な成長を図るために、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々な利害関係者からの信頼を得るために企業のあり方を指す。

た行

特別史跡 (P37、38)

国が文化財保護法で指定した史跡のうち、学術上の価値が特に高く、わが国の文化の象徴たるもので、国宝（建造物、美術工芸品、文書などで使われる概念）と同格のもの。現在61件が指定されている。

は行

ファシリテーション (P45)

グループによる活動が円滑に行われるよう支援すること。特に、組織が目標を達成するために、問題解決・合意形成・学習などを支援し促進すること。また、そのための方法。

放課後子ども教室 (P42)

小学校の施設を活用して、放課後の子ども達の安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、様々な体験・交流活動などを実施する。

ら行

ライフステージ (P12、39、42)

[参考資料] 教育基本法

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めることにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一條 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又

はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。